

介護職員等処遇改善加算等

<加算算定対象サービス共通>

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算

(1) 令和 8 年 4 月及び 5 月の処遇改善加算を算定する場合

	提出書類	提出期限
① 令和 7 年度から引き続き加算を算定する場合 (<u>加算区分に変更がない場合</u>)	加算の算定に係る体制届	不要
	処遇改善計画書	4月15日
② 令和 8 年 4 月又は 5 月から新規に加算算定を開始する場合又は加算区分を変更する場合	加算の算定に係る体制届	4月15日
	処遇改善計画書	4月15日

(2) 加算新設サービスのみを行う事業所が所属する事業者など、令和 8 年 4 月及び 5 月は処遇改善加算を算定しない事業者が、令和 8 年 6 月以降に処遇改善加算を算定する場合

提出書類	提出期限
加算の算定に係る体制届	6月15日
処遇改善計画書	6月15日

★上記（１）（２）以外の場合や、処遇改善加算以外の加算に関する体制届の提出期限は、原則とおりです。

＜加算算定に係る届出＞

居宅系サービス：算定を開始する月の前月15日まで

施設系サービス（短期入所及び特定施設を含む）：算定を開始する当月の1日まで

＜処遇改善計画書＞

算定を開始する前々月の末日まで

★加算の算定に係る体制届は、電子申請・届出システムにて提出してください。

（計画書を提出する「しまね電子申請サービス」とはシステムが異なりますのでご注意ください。）

★計画書の提出方法等の詳細は県ホームページをご覧ください。

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 共通事項 > 処遇改善加算

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/shogukaizen/

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金

計画書の提出期限 **令和8年4月15日**

手続きの詳細については県ホームページをご覧ください。

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 共通事項 > 処遇改善加算

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/shogukai_zen/r7kaigochinage.html